

事故時の措置の対象となる有害物質及び油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類			
カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	1, 1, 1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
シアン化合物	トリクロロエチレン	1, 1, 2-トリクロロエタン	ふつ素及びその化合物
有機燐化合物	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	チウラム	
六価クロム化合物	四塩化炭素	シマジン	塩化ビニルモノマー
砒素及びその化合物	1, 2-ジクロロエタン	チオベンカルブ	1, 4-ジオキサン
水銀及びアルキル水銀	1, 1-ジクロロエチレン	ベンゼン	ダイオキシン類
その他水銀化合物	1, 2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油			
原油	潤滑油	灯油	動植物油
重油	軽油	揮発油	